

高齢者虐待防止（要介護施設従業者）

1.要介護施設従業者等による高齢者虐待防止について

令和6年度より介護保険事業所の運営基準に虐待防止の取り組みが義務化され、未実施の場合は未実施減算が適用されることになりました。今年度の運営指導より、取り組み状況を確認していますが、基準を満たしていない事業所が散見されますので、再度、虐待防止措置について見直しをお願いします。

2.高齢者虐待の対応状況

令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等（養介護施設従事者等による高齢者虐待）												
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づく、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表については以下のとおりです。												
(1) 相談・通報対応件数												
	令和4年度	令和5年度	増減	増加率								
相談・通報件数	145	211	66	45.5%								
虐待判断事例総件数	38	49	11	28.9%								
(2) 虐待のあった施設・事業所のサービス種別												
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	住宅型有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	その他	合計
件数	13	3	8	9	4	3	1	4	2	1	1	49
%	26.5	6.1	16.3	18.4	8.2	6.1	2.0	8.2	4.1	2.0	2.0	100.0

※愛知県福祉局高齢福祉課 令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等（養介護施設従事者等による高齢者虐待）一部抜粋

3.介護従業者の皆様へ

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに下記の連絡先に相談・通報してください。虐待のケースによって担当が分かれていますので、ご承知おきください。

- (1) 要介護施設従業者等による虐待（介護事業所・施設又は有料老人ホーム）
 - ・西尾市役所 長寿課 給付担当 直通 65-2119
- (2) 養護者による虐待（高齢者の自宅等又はサービス付き高齢者向け住宅）
 - ・西尾市役所 長寿課 地域支援担当 直通 65-2120
 - ・各地域包括支援センター